

政策会議付議事案書 (令和8年1月14日)

提案課名 市民相談人権課

報告者名 吉門 佳美

事案名	秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">有</div> 資料 無										
目的・必要性	<p>本市では、同和対策事業として、昭和49年度から国庫補助金、市債（国・県からの借入金）及び市の一般財源を財源とした「住宅新築等資金貸付制度」を開始しました。</p> <p>昭和54年3月には、「秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、貸付対象者への新規貸付、又は国若しくは県から借り入れた資金の償還に備え、「秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金（以下「基金」という。）」を設置し、積立を行ってきたところで、</p> <p>その後、新規の貸付は、平成12年度に終了し、平成19年度以降は、この基金を取り崩しながら国及び県への償還を進めた結果、令和7年度に市債の償還が完了し、本基金が不用となることから、令和8年4月1日をもって条例を廃止するものです。</p>											
経過・検討結果	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">昭和49年4月</td> <td>住宅新築等資金貸付制度を開始</td> </tr> <tr> <td>昭和54年3月</td> <td>条例を制定、基金を設置</td> </tr> <tr> <td>平成12年7月</td> <td>新規の貸付が終了</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月</td> <td>国への償還が完了</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月</td> <td>県への償還が完了（予定）</td> </tr> </table>		昭和49年4月	住宅新築等資金貸付制度を開始	昭和54年3月	条例を制定、基金を設置	平成12年7月	新規の貸付が終了	平成26年3月	国への償還が完了	令和8年3月	県への償還が完了（予定）
昭和49年4月	住宅新築等資金貸付制度を開始											
昭和54年3月	条例を制定、基金を設置											
平成12年7月	新規の貸付が終了											
平成26年3月	国への償還が完了											
令和8年3月	県への償還が完了（予定）											
決定等を要する事項	<p>秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止すること。</p>											
今後の取扱い	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和8年2月</td> <td>令和8年3月市議会第1回定例会に補正予算案を上程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和8年3月市議会第1回定例会に議案を提出</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例施行</td> </tr> </table>		令和8年2月	令和8年3月市議会第1回定例会に補正予算案を上程		令和8年3月市議会第1回定例会に議案を提出	4月	秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例施行				
令和8年2月	令和8年3月市議会第1回定例会に補正予算案を上程											
	令和8年3月市議会第1回定例会に議案を提出											
4月	秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例施行											

住宅新築等資金借入金償還準備基金について

1 基金制定まで

本市は、同和対策事業として、昭和49年度に住宅新築資金等貸付金制度を開始しました。この貸付金の財源は、国庫補助金、市債（国県からの借入金）及び市の一般財源でした。

昭和53年度には、本市が国県へ支払う市債償還金額（以下「償還金」という。）よりも、借受人が本市へ支払う返済金額が上回りました。

しかし、単年度で上回る時期があっても、将来的には貸付条件の差により、一般財源の負担が増えることが考えられたため、借受人からの返済金額は国県への償還金に充てるために確保するべく、その差金を償還準備基金として積み立てられるよう、昭和54年3月に「秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例」を制定し、国県への償還に備え、毎年基金への積立を行うこととしました。

2 基金運用の経過

平成8年度までの間に、3億2,494万9千円を積み立ててきましたが、市債の償還に必要な額を同年度に上回ったため、平成9年度以降は新規の元金の積立を取り止め、運用により発生した利息分のみを積立してきました。

この基金は、市債（国県からの借入金）への償還又は新たな貸付けに充てるための積立金ですが、平成14年度に本貸付金制度を廃止したこと、平成25年度には国への償還が完了したこと、また、令和7年度には神奈川県への償還が完了する見込みであることから、本年度をもって基金を廃止するものです。

3 基金の残高

1,783,312円（令和7年3月31日現在）

4 今後の基金の取り扱い

令和8年3月市議会第1回定例会に補正予算案を上程し、令和8年3月の基金残額を一般会計に繰入れるもの。

住宅新築等資金借入金償還準備基金の年度別積み立て状況調べ

令和7年3月31日現在
作成：くらし安心部市民相談人権課
(単位：円)

年度	新規積立額	年度末残高	積立金の内訳			年度末残高の内訳	
			基金積立	利子	取り崩し額	元金	利子
昭和53年度	3,214,000	3,214,000	3,214,000			昭和54年3月31日付決裁(市長)	
昭和54年度	6,082,000	9,296,000	6,082,000			9,296,000	0
昭和55年度	14,651,229	23,947,229	13,814,000	837,229		23,110,000	837,229
昭和56年度	26,425,072	50,372,301	24,773,000	1,652,072		47,883,000	2,489,301
昭和57年度	23,132,000	73,504,301	23,132,000	0		71,015,000	2,489,301
昭和58年度	58,834,203	132,338,504	55,923,000	2,911,203		126,938,000	5,400,504
昭和59年度	31,926,757	164,265,261	27,641,000	4,285,757		154,579,000	9,686,261
昭和60年度	29,236,009	193,501,270	21,706,000	7,530,009		176,285,000	17,216,270
昭和61年度	17,342,000	210,843,270	0	17,342,000		176,285,000	34,558,270
昭和62年度	6,979,912	217,823,182	0	6,979,912		176,285,000	41,538,182
昭和63年度	9,403,945	227,227,127	0	9,403,945		176,285,000	50,942,127
平成元年度	66,874,759	294,101,886	52,285,000	14,589,759		228,570,000	65,531,886
平成2年度	42,355,728	336,457,614	19,985,000	22,370,728		248,555,000	87,902,614
平成3年度	25,419,292	361,876,906	1,352,000	24,067,292		249,907,000	111,969,906
平成4年度	14,167,574	376,044,480	0	14,167,574		249,907,000	126,137,480
平成5年度	21,808,766	397,853,246	12,814,000	8,994,766		262,721,000	135,132,246
平成6年度	7,096,000	404,949,246	0	7,096,000		262,721,000	142,228,246
平成7年度	21,850,737	426,799,983	19,018,000	2,832,737		281,739,000	145,060,983
平成8年度	45,193,491	471,993,474	43,210,000	1,983,491		324,949,000	147,044,474
平成9年度	2,423,445	474,416,919	0	2,423,445		324,949,000	149,467,919
平成10年度	2,466,572	476,883,491	0	2,466,572		324,949,000	151,934,491
平成11年度	1,081,331	477,964,822	0	1,081,331		324,949,000	153,015,822
平成12年度	2,565,236	480,530,058	0	2,565,236		324,949,000	155,581,058
平成13年度	1,764,629	482,294,687	0	1,764,629		324,949,000	157,345,687
平成14年度	786,365	483,081,052	0	786,365		324,949,000	158,132,052
平成15年度	218,773	483,299,825	0	218,773		324,949,000	158,350,825
平成16年度	145,753	483,445,578	0	145,753		324,949,000	158,496,578
平成17年度	166,677	483,612,255	0	166,677		324,949,000	158,663,255
平成18年度	1,165,254	484,777,509	0	1,165,254		324,949,000	159,828,509
平成19年度	2,550,518	463,904,027	0	2,550,518	23,424,000	301,525,000	162,379,027
平成20年度	2,221,670	368,164,697	0	2,221,670	97,961,000	203,564,000	164,600,697
平成21年度	446,575	282,661,272	0	446,575	85,950,000	117,614,000	165,047,272
平成22年度	210,471	273,408,743	0	210,471	9,463,000	108,151,000	165,257,743
平成23年度	125,824	193,092,567	0	125,824	80,442,000	27,709,000	165,383,567
平成24年度	110,982	139,382,549	0	110,982	53,821,000	0	139,382,549
平成25年度	128,106	102,510,655	0	128,106	37,000,000	0	102,510,655
平成26年度	102,000	85,612,655	0	102,000	17,000,000	0	85,612,655
平成27年度	81,331	65,693,986	0	81,331	20,000,000	0	65,693,986
平成28年度	59,793	52,753,779	0	59,793	13,000,000	0	52,753,779
平成29年度	8,615	36,762,394	0	8,615	16,000,000	0	36,762,394
平成30年度	3,116	27,765,510	0	3,116	9,000,000	0	27,765,510
令和元年度	5,784	15,771,294	0	5,784	12,000,000	0	15,771,294
令和2年度	4,000	10,775,294	0	5,528	5,000,000	0	10,775,294
令和3年度	4,975	8,780,269	0	3,447	2,000,000	0	8,780,269
令和4年度	627	5,780,896	0	627	3,000,000	0	5,780,896
令和5年度	416	3,781,312	0	416	2,000,000	0	3,781,312
令和6年度	2,000	1,783,312	0	2,090	2,000,000	0	1,783,312
令和7年度							
計	490,844,312		324,949,000	165,895,402	489,061,000		

注：平成19年度以降の基金の取り崩しは、本来、元金と利子とを加えた総額から差し引くものであるが、便宜上、先に元金分から控除し、表に記載している。平成24年度以降、元金分がなくなったため、利子分から控除し、記載する。

秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分
に関する条例を廃止することについて

秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条
例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和8年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

住宅新築等資金借入金に係る貸付資金又は償還資金の準備のため、昭和54
年に設置した本基金について、本年度末に借入金の償還が完了することとなる
ため、廃止するものであります。

秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分
に関する条例を廃止する条例

秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条
例（昭和54年秦野市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。